

厚岸町条例第8号

厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例

厚岸町予防接種費用徴収条例（平成13年厚岸町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法第24条」を「同法第28条」に改める。

第3条中「次のとおりとし、接種希望者は、これを前納しなければならない」を「次のとおりとする」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 平成31年4月1日から平成36年3月31日までの間、第5条に規定する対象者に次の者を加える。

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）予防接種を受ける年度において70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳に達する者

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。